

舟運活性化パートナー募集要項

舟運の活性化に向けた社会実験の実施に関して

平成 28 年 3 月

東京都

目 次

総則

- 1 舟運活性化パートナー募集の目的
- 2 取組の概要

取組の内容

- 1 舟運活性化パートナーの役割と東京都の役割
- 2 各種取組の詳細内容
- 3 範囲
- 4 期間
- 5 協定等の締結

舟運活性化パートナーの募集

- 1 応募の資格及び制限
- 2 応募・選定のスケジュール
- 3 応募手順

企画提案書

- 1 企画提案で求める内容
- 2 企画提案書の内容

企画提案書の提出及び舟運活性化パートナーの決定

- 1 企画提案書の提出
- 2 舟運活性化パートナーの選定及び決定

添付資料

- <別紙 1 > 各種取組スケジュールイメージ
- <別紙 2 > 運航航路イメージ
- <別紙 3 > 応募選定の流れ
- <様式 1 > 舟運活性化パートナー応募登録書
- <様式 2 > 舟運活性化パートナー応募申込書

総則

1 舟運活性化パートナー募集の目的

東京都では、東京 2020 大会に向けて、舟運を活性化させて、水辺の魅力を引き出し、舟運を「水の都・東京」にふさわしい観光・交通手段として定着させることを目指しており、平成 27 年度に地元区や学識経験者、舟運事業者とともに「水辺空間活用（舟運）ワーキンググループ」を立ち上げ、羽田空港と臨海部や都心などを結ぶ航路の検討、検証を進めています。

舟運の活性化を効果的に進めるためには、最新の市場状況や顧客ニーズを把握し、事業性を調査するとともに、効果的な P R 戦略の立案・実施を行うことが不可欠です。このため民間事業者の自由な発想と、幅広い知識、最新の情報に基づく高い実施能力をいかし、取組を実施することが必要と考え、「舟運活性化パートナー」を募集いたします。

舟運活性化パートナーには、将来、民間事業者の事業として展開できる航路の創出や船着場周辺のにぎわい創出、船着場周辺施設とのつながりの強化に向けた具体的な取組方策の提案、実施、さらに、舟運活性化に向けた効果的な P R 等に取り組んでいただくことを想定しています。

2 取組の概要

東京 2020 大会を目途に、民間事業者による舟運活性化の実現を目指し、以下の「舟運活性化に向けた施策」に基づき、各種取組を実施します。

舟運活性化に向けた施策

- A 運航に関する社会実験の実施
- B 船着場・船着場周辺のにぎわい創出
- C 利用者視点に立ったサイン計画
- D 船着場の統一ロゴマークの公募
- E 観光・文化施設や他の交通機関との連携
- F 舟運活性化全体の P R や情報提供

A の運航に関する社会実験と B ~ F との各種取組を複合的に組み合わせて実施することにより、舟運活性化を効果的に推進し、多くの方に舟運に親しんでいただくことを目指していきます。

取組の内容

1 舟運活性化パートナーの役割と東京都の役割

本取組における舟運活性化パートナーの役割は下記のとおりとします。

下記2の「各種取組の詳細内容」に記載の取組に関する具体的なプラン、スケジュール及び実施スキームの策定、必要な人員の確保や関係者等との調整並びに各種取組の実施

各種取組の参加者に対するアンケート調査やヒアリング等の実施、分析並びに当該結果の東京都への報告及びその後の取組への反映

個別の取組の実施に限らない社会実験全体の包括的なアレンジ並びに社会実験全体に関するアンケート調査やヒアリング等の実施、分析及び検証

舟運活性化の全体的な取組に関するPRの計画、実施

本取組における東京都の役割は下記のとおりとします。

舟運活性化に資する各種取組の全体・個別の方針、実施時期等の決定

舟運活性化パートナーが提案する具体的な実施プランや執行体制の承認

各種取組に必要な行政手続に関する関係機関等との調整

その他、舟運活性化パートナーからの要請に応じた必要事項への協力や、舟運活性化パートナー及び関係機関を構成員とする協議会等の設置又は設置への協力

各段階における舟運活性化パートナーの取組成果の評価

2 各種取組の詳細内容

舟運活性化パートナーは次の取組を実施するものとしますが、提案する企画に関連する事項であればこれに限りません。各取組のスケジュールは、別紙1「各種取組スケジュールイメージ」を参照してください。また、各取組のスケジュールと費用負担者別概算費用については、IV2(3)「民間等への移行スケジュールと概算費用に関する提案書」に記載のとおりとします。

A 運航に関する社会実験の実施

(1) 運航に関して

舟運活性化パートナーは、羽田～臨海部～都心を結ぶ航路において運航に関する社会実験を実施します。東京都が想定している運航スケジュールや使用する船着場、航路は、別紙2「運航航路イメージ」に示すとおりですが、舟運活性化パートナーによる新たな提案を排除するものではありません。

本社会実験は、将来的な民間事業者による定期的な運航を目標とするもので、1日当たり複数便を原則として毎日定期的に運航することを目指します。平成28年度の運航は、夏から秋までのうちの約5か月間、別紙2「運航航路イメージ」記載の航路1から4までの4ルートにおいて、各ルート1日3便¹以上、毎日運航することを予定しています。なお、平成29年度からは通年運航を想定していますが、平成29年度以降の航路、運航頻度などについては、別途東京都と協議するものとします。

船舶の運航に関しては、舟運活性化パートナーは、舟運事業者団体等をメンバーとする「運航協議会（仮称）」を立ち上げ、事務局として必要な業務を行うものとします。「運航協議会（仮称）」は、運航者の調整、選定、運航計画（ダイヤ、利用船舶、料金等）の基本案を策定するほか、運航に必要な事項を協議し、運航を実施します。事務局である舟運活性化パートナーは、東京都と協議し、運航計画等を調整し、運航に関する社会実験を実施します。

なお、「運航協議会（仮称）」に対しては、運航社会実験の実施に伴って必要となる費用の一部を負担することを予定しています。舟運活性化パートナーは、運航収支を把握・分析し、適切な乗船料設定等の検討・検証を行うとともに、運航事業者への支払いも行うものとします。

東京都は、「運航協議会（仮称）」のメンバー選定や設置等に協力します。

(2) 運航に付帯する業務

舟運活性化パートナーは、運航に伴って必要となる以下の運航に付帯する業務を実施します。

予約受付

舟運活性化パートナーは、本社会実験乗船希望者の予約受付業務を行います。予

¹ 「1便」とは、例えば「航路1」の場合、羽田空港を起点、浅草・二天門を終点とする片道航路を意味します。他の航路も同様の数え方とします。

約受付は、少なくともウェブベースの予約サイトでの受付と電話による受付の両方に対応するものとし、舟運活性化パートナーは、予約サイトの設置、更新、運用等を行うとともに、予約受付に必要な人員等を配置します。

<乗船チケット販売>

舟運活性化パートナーは、乗船希望者への乗船チケット販売方法の計画を策定し、東京都や「運航協議会（仮称）」と合意した方法、金額においてその販売・管理を行います。運航当日に船着場や羽田空港内等でチケットを販売する場合には、当該チケット販売に必要な場所や人員の確保、案内板の設置等を行うものとしします。

なお、東京都は、船着場管理者等との調整を行い、当該業務を支援します。

アクセスバスの手配、運行

舟運活性化パートナーは、本社会実験の実施に当たり、羽田空港と羽田エリアの船着場とを結ぶアクセスバスの運行計画を策定し、バスの手配・運行を実施するものとしします。バスの運行に当たっては、利用者が安全に乗降できる場所を確保します。

なお、東京都は、空港管理者等との調整を支援します。

収納・支払業務等

舟運活性化パートナーは、乗船料を徴収し、徴収した乗船料や運航社会実験の実施に伴って必要となる費用の一部を運航事業者に配分する等の収納・支払業務を行います。

利用促進

舟運活性化パートナーは、本社会実験における運航について、PR等により認知度を高め集客を図るほか、旅行業事業者等との連携を図るなど、利用を促進する取組を実施するものとしします。

また、乗船を楽しめる船内ガイドのマニュアル化やイベント企画など、乗船の魅力を高める取組を企画し、実施するものとしします。

その他

舟運活性化パートナーは、運航の計画、実施に当たって、船着場における旅客誘導や人員整理の対応をするなど、船着場の円滑な利用に協力するものとしします。

また、舟運活性化パートナーは、実験の段階ごとに、社会実験参加者（乗船者、舟運事業者、船着場管理者、船着場所在の区等）の意見を聴取・分析・検証し、次段階の航路・利用船着場の拡充や実験の効果向上を目指します。当該分析・検証には、利用者ニーズの把握や事業者の採算性検証を含みますが、これに限りません。

なお、本社会実験の実施に必要な事項については、舟運活性化パートナーと東京都とが協議の上決定していくものとします。

B 船着場・船着場周辺のにぎわい創出

舟運活性化パートナーは、運航に関する社会実験で利用する船着場において、船着場に隣接するカフェなどのにぎわい誘導施設を導入したり、水辺空間でのイベントを開催したりすることで、船着場や船着場周辺のにぎわいを創出できる取組を実施します。当該にぎわい誘導施設やイベント等の運営（経営）は舟運活性化パートナー又は舟運活性化パートナーが委託する者が行うこととし、当該施設、設備等の資産については舟運活性化パートナーの責任と費用負担において設置、撤去するものとします。

また、舟運活性化パートナーは、夜間の魅力向上を目指し、運航に関する社会実験で利用する船着場等のライトアップに向けた取組を行います。舟運活性化パートナーは、ライトアップ候補の船着場における照明デザイン・プランを策定の後、現場調査等必要な手順を経て、ライトアップのケーススタディーを行います。ライトアップのケーススタディーは、舟運活性化パートナー又は舟運活性化パートナーが委託する者が行うものとします。

さらに、舟運活性化パートナーは、本取組の参加者（施設来訪者、船着場利用者、運営事業者、管理者等）の意見を聴取・分析、次年度以降の取組への検証を行うものとします。

東京都は、当該取組を実施する船着場等の選定に加え、当該船着場等の利用に係る管理者等（船着場管理者、河川管理者等）との調整や、利用に必要な手続きを行います。

C 利用者視点に立ったサイン計画

舟運活性化パートナーは、船着場から、鉄道駅や周辺の観光・文化施設等へのスムーズな誘導を可能とするサインシステムを計画し、東京都に提案します。計画に当たっては、鉄道駅等から船着場までの案内の充実に加え、船着場、船着場周辺における案内も拡充し、船を降りた人が、近隣の観光・文化施設等にも行きやすくするなど、まちの回遊性を高めることを目指します。

舟運活性化パートナーが提案するサイン計画案が東京都に承認されたのち、舟運活性化パートナーは、東京都が選定する地区において当該サイン等を設置する実験的取組を実施します。実施時期は、運航に関する社会実験の実施時期に合わせるものとします。

ます。舟運活性化パートナーは、本取組期間中、船着場利用者、来街者、関係区等の意見を聴取・分析、次年度以降の取組への検証を行うものとしします。

D 船着場の統一ロゴマークの公募

舟運活性化パートナーは、東京都と調整しながら、東京都が船着場の統一ロゴマークを公募、選定する業務を支援します。舟運活性化パートナーは、統一ロゴマーク公募の具体的な方法やスケジュールを策定し、公募に必要な書類等を準備し、選定に必要な作業を行うものとしします。

E 観光・文化施設や他の交通機関との連携

舟運活性化パートナーは、乗船券と、他の交通機関の切符や船着場近隣の観光・文化施設の利用券をセットにした共通利用券を企画し、販売する仕組みづくりを行います。その際、東京都は、本取組に参加可能な交通事業者や観光・文化施設の候補者を調整し、舟運活性化パートナーの取組を支援します。

さらに、舟運活性化パートナーは、運航に関する社会実験の実施に併せた共通利用券の販売を実験的に実施し、共通利用券の利用者や参加交通事業者、観光・文化施設からの意見を聴取、検証し、これらを反映した次の企画を提案するものとしします。

また、舟運活性化パートナーは、船の利用者の利便性の向上を目指し、東京都と連携して、交通系 IC カードの導入可能性の検討を行います。その際、東京都は交通事業者候補の選定や調整を行います。

F 舟運活性化全体のPRや情報提供

舟運活性化パートナーは、上記各種取組全体のPR計画を策定、実施することで各種取組の相乗効果を高め、効率的な推進を行います。

3 範囲

各種取組を実施する範囲は、おおむね別紙2「運航航路イメージ」の範囲を検討対象として計画するものとしします。

都心側：隅田川沿いの地域で、浅草・両国地域周辺から東京湾まで

臨海部：臨海副都心、日の出・竹芝地域、品川天王洲

羽田：羽田空港周辺

4 期間

本取組の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までを目途とし、詳細については別途東京都と協議するものとします。

5 協定等の締結

舟運活性化パートナーには、東京都と取組の目的、内容、役割等に関して協定を締結していただきます。協定の内容は別途協議します。

また、協定に基づく取組に関する業務について、予算の範囲内で別途契約を締結することを予定しています。

舟運活性化パートナーの募集

1 応募の資格及び制限

(1) 応募資格

上記 112 「各種取組の詳細内容」に記載の各事項に関し、東京都が定めたスケジュールどおりに実現するために必要な人員、資力、信用を有する法人又は法人グループで、舟運を含む公共交通とまちとの連携やその包括的なPR等、本取組と類似の取組の実施や取りまとめの経験がある者としてします。

(2) 応募の制限

単独又は1グループのいずれかで申し込むものとし、重複して申し込むことはできません。

また、応募者は、次に掲げる全ての事由に該当しない者であることとします。応募者が共同体を構成する場合は、構成する全ての者が該当しないこととします。

- ア 当該法人の代表権を持つ役員が、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者
- ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続開始の申立てを受けた者又は申立てをした者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づき指名停止を受けている期間中である者
- オ 東京都暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに規定する者

2 応募・選定のスケジュール

- 4月8日(金曜日) 応募登録書の提出期限(必着)
- 4月12日(火曜日) 説明会
- 4月28日(木曜日) 午後5時 企画提案書の提出期限
- 5月2日(月曜日) プレゼンテーション・ヒアリングの通知
- 5月6日(金曜日) 企画提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリング
- 5月下旬予定 舟運活性化パートナーの選定
- 6月上旬予定 協定締結

3 応募手順

(1) 応募参加表明の受付

参加を希望される方は、舟運活性化パートナー応募登録書〈様式1〉に所要事項を記入し、期間内に下記の住所へ郵送してください。

共同で参加希望を表明される方は、各社ごとに記入したものを同封し、代表の方が郵送して下さい。

舟運活性化パートナー応募登録書の提出は、応募のための要件とします。なお、登録書を提出した企業名等は公表しません。

- ・受付期間 平成28年3月29日(火曜日)から平成28年4月8日(金曜日)
郵送のみの受付とします。(4月8日(金曜日)必着)

(2) 質問及び回答

応募に関する質問は、以下の日程で、下記メールアドレス宛ての電子メールで受け付けます。質問に対する回答は、応募登録者全員に電子メールで回答します。

- ・質問受付期間 平成28年4月12日(火曜日)から
平成28年4月15日(金曜日)まで
電子メールのみの受付とします。(4月15日(金曜日)午後5時必着)
- ・質問回答期間 平成28年4月19日(火曜日)及び
平成28年4月20日(水曜日)

なお、応募状況・審査内容に関する質問、プレゼンテーション・ヒアリング実施後の質問については受け付けません。

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通プロジェクト担当 担当：二木、未永

- ・住所 〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎22階南側
- ・電話 03(5388)3392
- ・メール S0000178@section.metro.tokyo.jp

企画提案書

1 企画提案で求める内容

提案に当たっては、次の事項に配慮してください。

- (1) 目標年次までに実施可能な計画であること。
- (2) 実施に当たっての執行体制（応募者の執行体制に加え、連携する事業者・団体、協力者等も含めた全体の執行体制）が明確であること。
- (3) 継続性があり、採算性、費用対効果の高い取組内容であること。

2 企画提案書の内容

応募者は、以下の(1)から(6)までの提案書を作成し、提案するものとします。

(1) 各種取組に関する提案書

A 運航に関する社会実験提案書

運航開始予定は平成 28 年夏を目途として段階的な実験の運航計画を提案していただきます。提案には、別紙 2「運航航路イメージ」を基にした航路、運航計画案（運航日程、ダイヤ案）乗船料金などの内容を含みます。

また、予約受付の方法・体制（予約システムの構築、電話受付体制等）乗船チケット販売計画、羽田空港と羽田エリアの船着場とを結ぶアクセスバスに関する計画、収納・支払業務体制、利用促進方策（集客方法を含む。）その他安全管理体制、社会実験結果の分析・検証方法等も提案してください。

B 船着場・船着場周辺のにぎわい創出提案書

平成 28 年からの段階的なにぎわい創出計画を提案してください。提案には、実施する場所(船着場)、時期、設置する施設・設備等の内容に加え、にぎわい誘導施設の運営者の体制や過去の実績、実施スキームの提案を含みます。

また、運航に関する社会実験の実施時期に合わせ、船着場の魅力向上を目指すライトアッププランも提案してください。提案には、段階的な時期、実施する船着場、連携する事業者・団体・協力者、概算費用、費用負担者などを含む、具体的な提案をしてください。

なお、河川法、道路法その他の法律・規則等の制限に関する条件がある場合には、必ずその旨を記載してください。ただし、制限や条件等が過大な場合には、実現性

が低いものと評価される場合もあります。

C 利用者視点に立ったサイン計画提案書

利用者を駅等から船着場へスムーズに誘導するためのサイン計画に関し、平成 28 年からの段階的な計画を提案してください。提案には、実施する場所(モデル地区)、時期、設置する設備等の内容を含みます。

なお、河川法、道路法、道路交通法その他の法律・規則等の制限に関する条件がある場合には、必ずその旨を記載してください。ただし、制限や条件等が過大な場合には、実現性が低いものと評価される場合もあります。

D 船着場の統一ロゴマークの公募提案書

船着場の統一ロゴマークの公募、選定に関する方法、時期等に関する提案をしてください。

E 観光・文化施設や他の交通機関との連携提案書

船と鉄道、バス等他の交通機関や博物館・美術館等との共通利用券の企画販売計画に関し、連携する事業者、団体名、実施年度や料金案を含む、具体的な提案をしてください。提案内容に関して条件等がある場合にはその旨を記載してください。

これに加え、舟運における交通系 IC カードの導入検討に関する提案をしてください。

F 舟運活性化全体の P R や情報提供提案書

上記 A から E までの各種取組全体の P R 計画を提案してください。提案には、実施時期、P R 手法の他、なぜその方法が有効なのかなどを含むものとします。

(2) 社会実験全体についての提案書

羽田～臨海部～都心を結ぶ航路が、身近な観光・交通手段として、国内外の多くの人々に利用されることを実現していくため、112「各種取組の詳細内容」に記載の取組をどのように連携させ、総合的にアレンジし、相乗効果を出すかについての戦略を提案してください。

また、社会実験全体のアンケート調査やヒアリングの方法、分析手法等も併せて提案してください。

(3) 民間等への移行スケジュールと概算費用に関する提案書

舟運活性化パートナーは、東京都が提示するスケジュールに基づき、東京都と協働して事業化に向けた各種準備を進めていただきます。112「各種取組の詳細内容」に示した取組（準備、検討を含む。）は、平成28年度に開始し、平成32年度までに順次民間等へ移行していくことを予定しています。提案者は、どの段階でどのような方法で民間等へ移行するかについて、提案してください。また、各提案には、段階ごとの概算費用、費用負担者等を明記してください。

(4) 取組実施に向けた東京都への要望事項提案書

取組提案に基づき事業化を図る際に必要となる事柄のうち、東京都による措置が適当と思われる事項について記載してください。

(5) 舟運活性化パートナーとしての実施体制提案書

本取組の実施に当たっての執行体制を記載してください。応募者の執行体制に加え、応募者以外に連携する事業者・団体、協力者等がある場合は、それも含めた全体の執行体制について記載してください。

(6) 応募者のこれまでの実績

応募者（共同で応募する場合は全員）の、舟運を含む公共交通とまちとの連携による活性化やその全体包括的なPR等、本取組と類似の取組の実施や取りまとめ等の経験、実績について記載してください。

企画提案書の提出及び舟運活性化パートナーの決定

1 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出してください。

なお、共同で応募する場合は、代表会社が提出してください。企画提案書提出後の舟運活性化パートナー応募の辞退は原則として認めません。

提出日	平成28年4月28日(木曜日)午後5時まで
提出場所	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
提出書類	ア 舟運活性化パートナー応募申込書<様式2> イ (1) 各種取組に関する提案書 A 運航に関する社会実験提案書 B 船着場・船着場周辺のにぎわい創出提案書 C 利用者視点に立ったサイン計画提案書 D 船着場の統一ロゴマークの公募提案書 E 観光・文化施設や他の交通機関との連携提案書 F 舟運活性化全体のPRや情報提供提案書 (2) 社会実験全体についての提案書 (3) 民間等への移行スケジュールと概算費用に関する提案書 (4) 取組実施に向けた東京都への要望事項提案書 (5) 舟運活性化パートナーとしての実施体制提案書 (6) 応募者のこれまでの実績
部数	各12部
提出方法	持参(郵送不可)

2 舟運活性化パートナーの選定及び決定

審査は、選定委員会を設置し、別に東京都が定める選考評価項目に沿って、各応募者からの提案について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施することにより行います。

選考委員会は、舟運活性化パートナーの候補者を選定します。

東京都は選定された候補者と協議の上、舟運活性化パートナーを決定し協定を締結します。

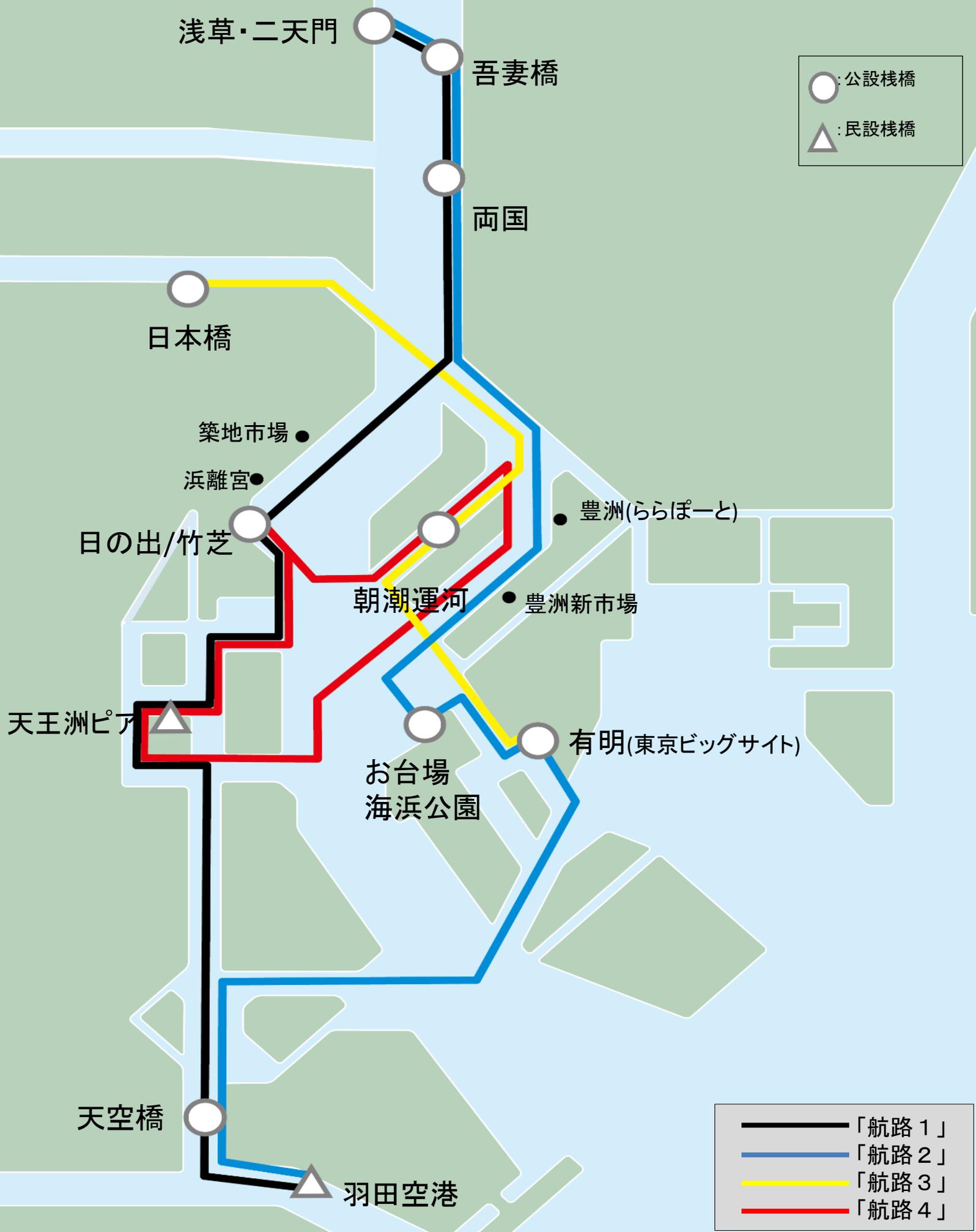
なお、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は応募者に別途お知らせします。

以上

【別紙1】 各種取組スケジュールイメージ



【別紙2】 運航航路イメージ



< 運航頻度・料金 >

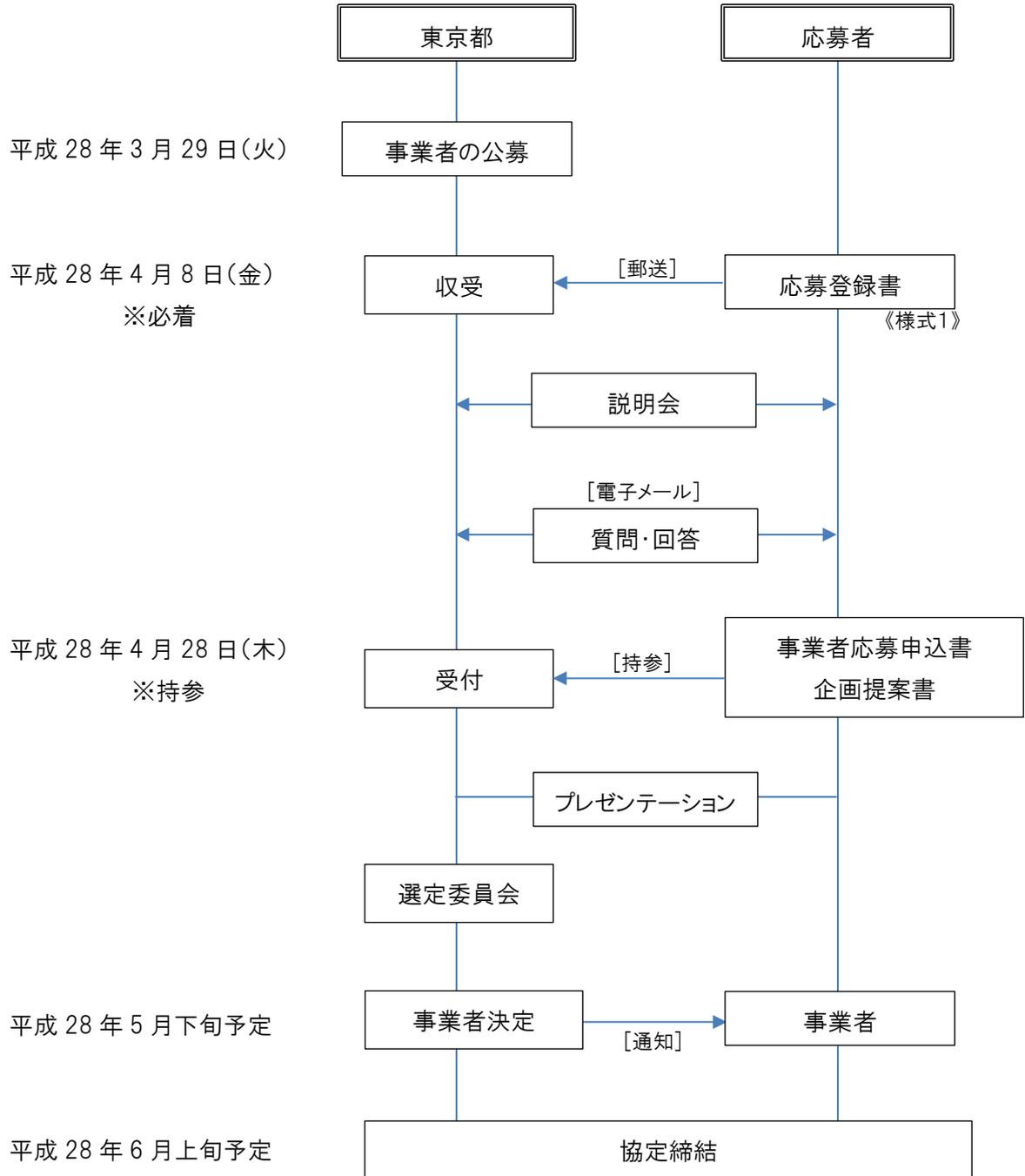
- ◆ 1日当たり複数便を運航(定期的な運航による社会実験)
- ◆ 料金は有料(料金は調査運航のアンケートや事業者の意見等を踏まえ設定)

< ルート設定の考え方 >

- ◆ 上記船着場の利用に関しては、本社会実験において利用可能となるよう、今後、東京都が各船着場管理者と調整する予定
- ◆ 実験期間中のアンケート等を基に、段階的に拡充

<応募選定の流れ>

【日程(予定)】



様式 1

平成 28 年 月 日

舟運活性化パートナー応募登録書

東京都

都市整備局長 邊見 隆士 様

当社は、「舟運の活性化に向けた社会実験の実施」における舟運活性化パートナーに応募することを希望します。

企業名	商号又は名称： 所在地： 代表者役職名： 氏 名： 印
担当者	所 属： 役 職 名： 氏 名： 電 話 番 号： メールアドレス：

注意事項：

- (1) 登録書に所要の事項を記入し、募集要項 III 3 (1) により、郵送してください。
- (2) 共同で参加希望を表明される方は、各社ごと記入したものを同封し、代表の方が郵送してください。

様式2

平成28年 月 日

舟運活性化パートナー応募申込書

東京都

都市整備局長 邊見 隆士 様

代表会社

住所 東京都〇〇区〇〇〇

名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

当社は、「舟運の活性化に向けた社会実験の実施」における舟運活性化パートナーに応募します。

企業等の事務担当責任者

所 属	〇〇〇〇株式会社△△部××課
[役職名]	[△△△]
氏 名	〇〇 〇〇
連絡先	住 所： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス：

(※複数会社で応募の場合は、構成員の名称を記入)

構 成 員 住 所 東京都〇〇区〇〇〇
会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 名 〇〇 〇〇